

施設等運営指導における 主な指導事項等について

令和7年3月

千葉市保健福祉局

保健福祉総務課監査指導室

0 はじめに

本市の施設等運営指導にご協力いただき、ありがとうございます。過年度における主な指導事項は下記のとおりですので、参考としてください。

1 運営

- | | | | |
|----------|-----|------------------|-----|
| ①運営規程 | …P3 | ②非常災害対策 | …P4 |
| ③口腔衛生の管理 | …P5 | ④事故発生の防止及び発生時の対応 | …P6 |
| ⑤委員会・研修等 | …P7 | ⑥運営推進会議 | …P9 |

2 報酬 加算 …P10

1 運営(①運営規程)

○運営規程において実態との不整合があった。

- 利用者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
→利用者に発行している請求書・領収書と整合していない。

○記載すべき内容が不足していた。

- 虐待の防止のための措置に関する事項(令和6年度から義務化)

※ 運営規程を変更した場合は、介護保険事業課に届出をお願いします。

1 運営(②非常災害対策)

○避難・救出等の訓練の内容が不十分だった。

- 消防署への事前届け出をしていない
- 地震・火災・風水害を想定していない
- 夜間を想定していない
- 記録が不十分

1 運営(③口腔衛生の管理)

※ 令和6年度から義務化

(対象: 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院)

○各入所(入居)者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っていなかった。

→口腔衛生の管理について、入所者の健康状態に応じて、以下の手順により計画的に行うこと。

- ・歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生の管理に関する技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。
- ・当該施設の従業者又は歯科医師等が入所者毎に施設入所時及び月に1回程度の口腔の健康状態の評価を実施すること。
- ・技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成し、必要に応じて定期的に見直すこと。

1 運営

(④事故発生防止及び発生時の対応)

○医療機関の受診を要する事故等について、市へ報告していなかった。

参考：介護保険施設等における事故報告について
(令和6年4月1日付け介護保険事業課長通知)

1 運営(⑤委員会・研修等 1)

- ◆感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止
 - ◆身体的拘束等の適正化 ◆虐待防止 ◆業務継続計画
-

○定められた委員会や研修等について、明確な実施記録がなかった。

○研修は実施しているが、訓練は未実施だった。

※詳細についてはP15を参考にしてください。

1 運営(⑤委員会・研修等 2)

		入所施設	GH・特定施設	(看護)小規模 多機能	通所・訪問
認知症介護基礎研修		○	○	○	○(定期巡回は 対象外)
資質向上研修		○	○	○	○
身体的拘束等の適正化★	指針の整備	○	○	○	-
	委員会の開催	3か月に1回	3か月に1回	3か月に1回	-
	研修の実施	年2回	年2回	年2回	-
虐待防止★	指針の整備	○	○	○	○
	委員会の開催	年1回	年1回	年1回	年1回
	研修の実施	年2回	年2回	年1回	年1回
	担当者の配置	○	○	○	○
感染症又は食中毒の予防 及びまん延の防止	指針の整備	○	○	○	○
	委員会の開催	3か月に1回	6か月に1回	6か月に1回	6か月に1回
	研修及び訓練の実施	年2回	年2回	年1回	年1回
事故防止	指針の整備	○	-	-	-
	委員会の開催	年1回	-	-	-
	研修の実施	年2回	-	-	-
	担当者の配置	○	-	-	-
業務継続計画★	計画の作成	○	○	○	○
	研修及び訓練の実施	年2回	年2回	年1回	年1回

※ ★について未実施の場合、減算となる可能性があります。

1 運営(⑥運営推進会議)

(対象:地域密着型サービス)

○運営推進会議の実施状況が不十分だった。

- 定められた頻度で実施していない

- 会議録を作成していない

 - 報告した事項、評価、要望、助言等に関する記録を残すこと。

- 会議録を事業所内で公表していない

参考:運営推進会議及び介護・医療連携推進会議の運営に係る標準マニュアル(平成31年4月1日付け介護保険事業課長通知)

2 報酬(加算)

○加算算定の要件を満たしていない。

→加算の算定に際しては、必ず大臣告示等により算定要件の確認を慎重に行い、要件を満たしていることがわかる資料を保管。

●口腔衛生管理体制加算の利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画がない。

●科学的介護推進体制加算のPDCAサイクルの取組を行っていない。

→情報を厚生労働省に提出するだけでは算定対象とはならないことに留意。

●介護職員等特定処遇改善加算の見える化要件を満たしていない。

処遇改善計画書を用いて職員に周知し、その記録を残していない。

おわりに

資料をご確認頂き、ありがとうございました。

各種関係法令、通知等を適宜ご確認頂き、適正な施設等の運営にご協力をお願いします。また、今後も引き続き本市の施設等運営指導にご協力をお願いいたします。